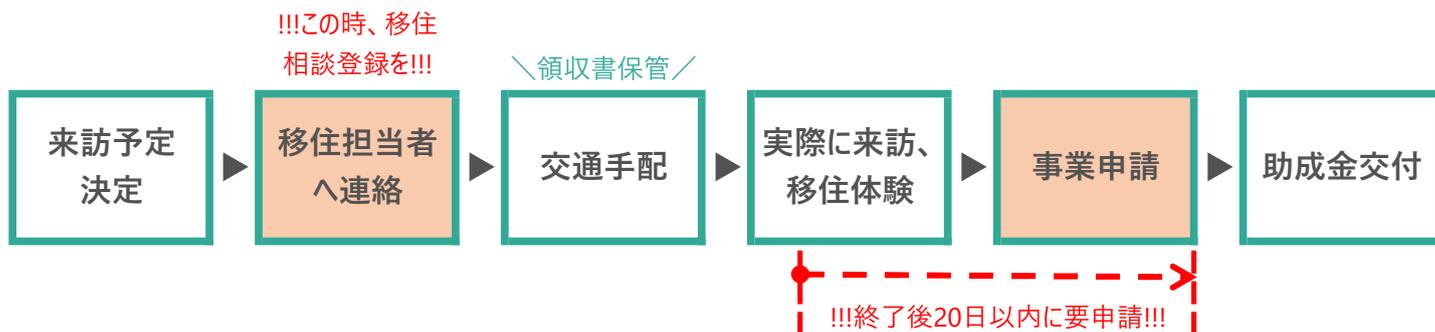


# 移住定住支援事業

POWERED BY FUJISATO TOWN



## お試し移住体験促進事業



支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 藤里町へ移住体験として来訪した際の交通費を補助</li><li>■ 総額の2/3以内、上限3万円</li><li>☆ 同一世帯につき1回まで</li></ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 県外在住者で移住を希望する方</li><li>■ 事前に藤里町の移住相談登録をした方</li></ul>
条件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 移住体験等集合場所までの交通費自己負担分。</li><li>■ 公共交通機関利用の場合は、居住地から集合場所までの往復経費。グリーン車等の運賃、航空機の特別料金等は対象外。</li><li>■ 自動車利用の場合は、居住地から集合場所までの往復キロ数×以下の単価にて積算する：20円/km（4月～10月）、22円/km（11月～3月）</li><li>■ 上記に加え、高速道路利用料金も対象。</li></ul>
申請時期	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 来訪前に移住担当者へ連絡し、移住相談登録を済ませてください。</li><li>■ 申請書類提出期限：移住体験終了日から20日以内</li></ul>
申請時必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 補助金交付申請書、誓約書（所定のフォーマットあり）</li><li>■ 旅費の領収書（宛名に申請者名、利用日、領収印等があるもの）</li><li>■ 他の補助金を利用する場合は、その補助額が分かるもの</li></ul>

<p>報告時 必要書類</p>	<p>(報告不要)</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各年度の予算の範囲内での交付となります。</li> <li>■ 他の類似補助金等を利用する場合は、他の補助金を優先していただき、他の補助金等の額を差し引いた額を本事業に申請してください。</li> <li>■ その他、詳細は「藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日訓令第15号）」に従います。</li> </ul>
<p>よくある質問</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Q. 宿泊費は対象となりますか？ A. 対象になりません。交通費のみが対象となります。</li> <li>■ Q. 公共交通機関のうち、領収書の取得が難しい場合はどうすればよいですか？ A. 在来線や路線バスについても、窓口や券売機などを利用して極力領収書を取得するようにしてください。交通系にカード利用の場合は、利用履歴のコピーをご提出ください。やむを得ず取得できなかった場合は、取得できなかった理由を添えてご相談ください。特急券や座席指定券、高速バスなど、一般的に領収書の取得が可能と思われる交通機関については、領収書の提出は必須です。</li> <li>■ Q. 二拠点居住を希望している場合、対象になりますか？ A. 転入手続きをし、住民票を藤里町に置く前提でお考えの場合は、対象となります。移住相談登録の際に、詳細をヒアリングさせていただきます。</li> <li>■ Q. 転勤・赴任予定の場合は、対象になりますか？ A. 対象になりません。</li> </ul>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>藤里町 総務課 企画財政係（企画） 電話：0185-79-2111 FAX：0185-79-2293</p>